

# 配偶者同行休業の施行に伴う政令の整備について

平成 26 年 2 月

総務省自治行政局公務員部公務員課

## 1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

法律の施行期日を平成 26 年 2 月 21 日と定める

## 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

以下の政令について、必要な規定の整備を行う

- 教育公務員特例法施行令の一部改正
- 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正
- 地方独立行政法人法施行令の一部改正
- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正

<参考>

### (1) 教育公務員特例法施行令の一部改正の概要

配偶者同行休業をしている職員の業務を処理するために任期を定めて採用された者を初任者研修の対象から除く等の改正を行う。

### (2) 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正の概要

地方公務員等共済組合法の適用対象に配偶者同行休業をしている職員を追加する改正を行う。

### (3) 地方独立行政法人法施行令の一部改正の概要

各特定地方独立行政法人が設立団体の長に報告する常勤職員の数に配偶者同行休業をしている職員を追加する改正を行う。

### (4) 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正の概要

義務教育費国庫負担の算定の基礎となる教員算定基礎定数等から配偶者同行休業をしている職員を除く等の改正を行う。